

# 『自動車関係税制のあり方に関する検討会』ヒアリング

## 配布資料

平成26年10月3日  
一般社団法人 日本自動車工業会

# 軽自動車税(二輪車)についての要望

## 要望骨子

二輪車の軽自動車税は、増税対象を平成27年度以降に新規取得する新車のみにしていきたい。

## 要望理由

(1) 二輪車は日常生活に不可欠であり、増税による生活への影響が大きい。

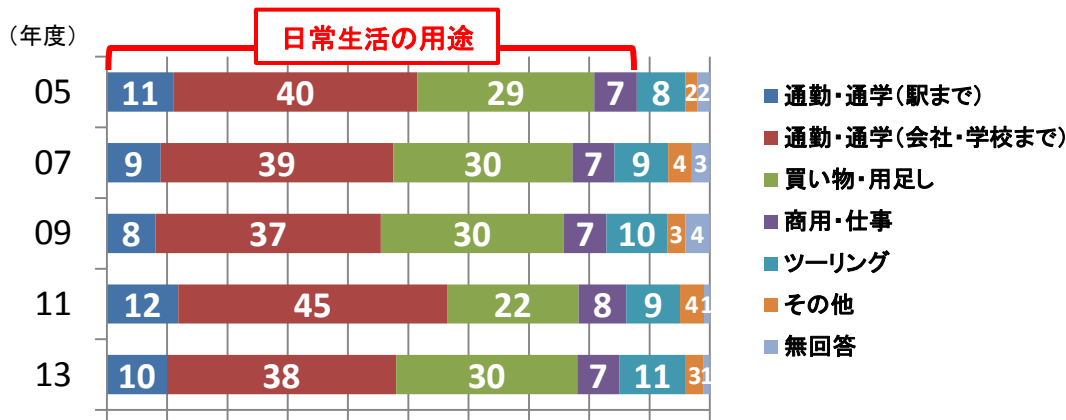
二輪車は、その使用用途が「通勤・通学」、「買い物・用足し」「商用・仕事」で9割弱を占め(図1)、とくに日常生活を支える原付一種および原付二種は二輪車保有台数の7割を占めるなど(図2)、移動手段として不可欠、かつ生活に密着した乗り物である。

このように日常生活の足として学生や主婦、高齢者などが利用する二輪車に既販車までも対象として増税することは数多くのユーザーに過重な税負担を強いることになる。

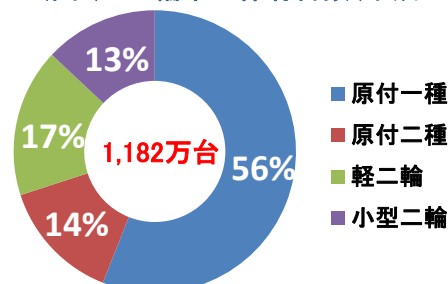
(2) 環境負荷の小さい二輪車への経年車重課は、ユーザーの納得が得られない。

二輪車はそもそもCO<sub>2</sub>排出量が少なく、環境負荷の小さい乗り物であり、環境への配慮(グリーン化)措置を目的とした経年車重課を課すことは、その趣旨にそぐわないため、二輪車への導入は行うべきではない。

■(図1) 二輪車の主な用途 (自工会「2013年度二輪車市場動向調査」より)



■(図2) 二輪車の保有台数(平成23年度末)



自工会「日本の自動車工業2014」より

# 二輪継続車の判別について

## 1. 軽自動車税(二輪車)の考え方

増税対象を新規ユーザーとし、既存車ユーザーに過度な負担は課さない

## 2. 既存車ユーザーの判別の手法

平成26年度末までに市町村に届出<sup>\*</sup>(ナンバープレート発行及び税申告)がなされている既存車に係るユーザーを判別する

平成26年度末までに届出あり(既存車ユーザー)



現行税率

その他



新税率

※軽自動車税の納税義務者に義務づけられている地方税法第447条第1項の軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告

# 具体的な判別の手法

既存車ユーザー	その他
<p>1. 継続車（平成27年3月末までに届出があったもの）</p> <p>2. 市町村を移転し、平成27年4月以降に移転先で届出される1. の継続車両のうち、転出市町村が発行する「既存車証明書」により継続車両であることが証明されたもの</p>	<p>- 平成27年4月以降に届出があったもの（左記2. を除く）</p> <p>※平成27年4月以降に新たに取得されたもの</p> <p>※平成27年3月末時点で廃車されていて、平成27年4月以降に新規に届出がされたもの</p> <p>等</p>



現行税率

H28年3月末までに市町村のシステム台帳において上記1. 2. の継続車に対し現行税適用のチェックを入れて判別する



新税率